

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社

発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目一八の二コーポル 電話(03) 3377-4649

FAX(03) 3299-5367

振替 〇〇一〇〇一九一五八四三一 労金 東京労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6ヵ月前納制

### 〈もくじ〉

#### ■巻頭言

「吉野川河口堰」住民投票と直接民主主義

藤澤 晃……………2

強制配転を永遠に告発する……………3

—今にみておけ、職場を変えてやる—

「ファミリー春闘」にしよう……………8

—九九神戸地区春闘方針—

ドイツでストライキ拡大か……………10

—失業者は六二五万人超に—

この秋、すでに審査のパニック……………11

—介護保険に関する自治体キャラバン・アンケート調査から—

◇資料 住民の願いになう介護保障をめざして……………12

自治体キャラバン&アンケートの総まとめ……………16

読者からのおたより……………15

編集部だより……………16

# 旬刊 社会通信

NO. 729

一九九九年三月一日号

一九九九年三月一日発行  
(毎月一日・二日・三日三回発行)

## 「吉野川河口堰」住民投票と直接民主主義

「四国三郎」として名高い大河吉野川に、長良川よりも数段規模の大きい河口堰の建設をこり押ししようとする徳島県や建設省に対して、「大事なことは自分たち住民の意志で決めよう」と徳島市で行った住民投票条例制定の請求が、二月八日、市議会で賛成十六、反対二十二で否決された。住民投票を求める署名は徳島市の有権者のなんと四八・八%、一〇万一五三五五人という驚異的な数が集まったにもかかわらず、神戸空港と同様に議会の壁に遮られてしまった。ちなみに四年前の徳島市議会選挙の有効投票総数は、九万九八〇〇票で有効署名数よりも約二千も少ない。間接民主主義（議会制民主主義）の限界をまざまざと見せつけられた思いだ。

吉野川河口堰（第十堰の可動堰化）についてはこれまでも『週刊新社会』等で取り上げられてきたので詳述しないが、長良川と違ってやや複雑な点があるので若干述べておこう。まず第一の点は、今から約二五〇年前の江戸時代中期に作られた「第十堰」を取り壊してしまうことにある。この堰は吉野川北岸に水を供給するためにつくられた堰で、非常に高度な技術で作られていて文化財に値するほど貴重なものだ（今でも立派に機能している）。ところが、建設省や徳島県はこの第十堰が老朽化しているからとか洪水の原因になるとかの理由をもちだして、新たに第十堰の下流にゲート式の堰（実質的にはダム）を作ろうとしているのが第二の点だ。

この河口堰問題が大きく取り上げられるようになったのは、現在の圓藤知事が六年前に就任してからだ。この知事は運輸官僚の出身で当時の社会党県本部も支持した人物だ。二年前の知事選では、わが新社会党県本部は残念ながら独自候補は立てられなかったが、県政最大の争点である「細川内ダム建設と第十堰の可動堰化」に断固反対するという立場から、政策の一致する共産党系の候補者を支持した。ちなみに民主党も社民党も圓藤知事を推薦し現在も与党の立場にある。県民の多数が河口堰に反対という情勢を反映してか民主党も社民党も住民投票には賛成にまわったが、河口堰建設そのものに対しては明確な態度を示していない（内部に賛成、反対の両方があるようだ）。また、与党から離脱したとも聞いている。旧社会党系の議員は党派にかかわらずなく賛否ばらばらというのが現状だ。

徳島市の住民投票は否決されたが、「住民投票の会」や市民の多くはこの四月の市議選で住民投票条例に賛成する市議候補の擁立と徳島市長のリコールについて検討を始めている。新社会党も河口堰に反対している元社会党の市議を支持することを決定している。

初めに述べたが、神戸も徳島もあれほど多くの署名を集めたのに議会によっていとも簡単に条例案が否決されてしまった。「専門知識がない一般市民が生命・財産にかかわることとはナンセンスだ」とか、「住民投票は議会制民主主義を否定するものだ」とかうそぶく議員がいたそうだが、まったくもってけしからん話だ。民意を反映しない議員など無用の長物である。アメリカやヨーロッパでは一定の署名が集まれば議会に関係なく住民投票や国民投票を行う制度が確立している。われわれもここで本気になって住民投票や国民投票という直接民主主義について考えなければならぬ時代に来ているのではないだろうか。

（新社会党徳島県本部書記次長 藤澤 晃）

# 強制配転を永遠に告発する

## 郵便屋の涙

—今にみておけ、職場を変えてやる—

「人事権は聖域だ」とか「人事交流には能動的に応じる」という本部見解を良しとしないうい広範な全通組合員が存在する限り、「人事交流」反対の闘いを消し去ることはできないことに、お互いに確信がもてるのではないかと思えます。

私は、今年の八月三十一日付けの「人事交流」で、A局郵便課からB局郵便課に強制配転されたCです。実際自分が当事者となってみて、「人事交流」の本当の狙いが何であるのかを、実感させられている毎日です。労働条件の天と地ほどの違い、同じ郵便課でありながら勤続の長い私にもまったくわからない仕事、年下の「先輩」への過度の気遣いと遠慮、運動体質の異なる支部運動のあり方等、ストレスがたまる原因はキリがありません。

私達と同じ全通労働者に、小説家の笹山久三さんという人がいて、「郵便屋の涙」という本を出版されています。まだ読んだことのない方には、ぜひ一読されることをお勧めします。『郵便屋の涙』の主なテーマは、一つに「人事交流の目的とその下で苦悩する労働者の姿」、二つに「七桁郵便番号制の矛盾と官僚批判」、三つに「全通専従役員の腐敗」と私は読み取りましたが、私の現状はまさに「郵便屋の涙」の世界そのものです。

「配転は首切りである」と、以前に他の労働組合の仲間が言っていました。内示から発令までの一週間の心の乱れや、配転当初の「郵便局を辞めたい」という衝動的な感情の繰り返し返し、そして今でも続く「ここは私の職場ではない」という違和感等を考えるにつけ、その言葉が今ようやく実感できました。

毎日さまざまな葛藤を繰り返しながらも、「今に見ておけ」「絶対この職場を変えてやる」「私を配転させたことを当局に後悔させてやる」という気持ちで、働いています。腹立たしいことの多い現在の私の職場であるS局の職場実態については後でふれることにして、今まで私が所属していたA支部の強制配転反対の闘いについて、まず簡単に振り返ってみることにします。

## ベテラン労働者が「素人」に

A支部は、長きにわたって連続して「対策局指定」される、A郵政当局にとつては問題支部でした。逆に言えば、それだけ労働者の権利が守られる、そして組合員同士も仲の良い働きやすい職場であったということです。従来から様々な処分攻撃、たとえば当局貸与のネクタイや靴の不着用のみで訓告処分の雨あられというような不当さわりない攻撃もくらくらしてきましたが、それでも「おかしいことはおかしい」「許せないものは許せない」と、不十分さを多く抱えつつも組合員の目線で闘ってきました。

このような状況下で、私を含めて支部の中心メンバーが強制配転されました。これほど明らさまな不当労働行為はありません。「職員育成」「能力開発」「職場活性化」等の郵政省の美麗句とは裏腹に、本当の狙いが当たり前の労働運動の抹殺にあることを、何よりも雄弁に物語っています。ベテラン労働者をも一夜にして、「素人」に変えて、温もりの

ある団結に裏打ちされた人間関係を、仕事のみをさし挟んだひからびた関係に置き換えようということです。強制配転で当事者はもとより、残された組合員をも萎縮させ、職場抵抗体を解体しようということ。団結の素地である人間関係を五年ごとの配転で木っ端みじんにして、リストラ合理化と生産性向上を貫徹し、「新公社」に軟着陸させようという事です。

だからこそA支部は、内命以降わずか一週間ではありましたが、組織をあげての闘いを精一杯展開しました。時間の制約がありますので、具体的には報告できませんが、休暇者も大勢参加しての当局現認体制下での連日の抗議朝ビラ、緊急の取り組みにもかかわらず支部組合員の約半数を結集した抗議集会、当局への異議申し立て書と地本への要請文の提出、分会独自の抗議激励集会等々、私自身も先頭に立って闘いに明け暮れました。個人的には、強制配転の大きな動揺から一時的にでも逃れるためには、この闘いに集中せざるをえなかったという側面もありました。A支部では現在も、月一回の抗議朝ビラが続けられています。

結果的には強制配転を止められなかったものの、そうした支部の構えに組織のありがたさを実感せざるをえませんでしたし、その時の職場の仲間の悔し涙や配転以降も支えてくれる多くの仲間の存在が、今の私の闘い続ける気力に結び付いています。同時に内命の時に私を取り囲んだ管理者達のせせら笑い、また内命および発令に際しての抵抗への報復処分に對する、腹の底からの悔しさも一生忘れることはないと思います。

強制配転されたB局は、いわゆる本部本流派が支部を牛耳っているところです。

配転前から、相当の覚悟はしていたつもりでしたが、私の覚悟がいかに不十分であったかということを知らされました。周囲を見渡すことのできる余裕がほんの少しできるようになった配転一ヶ月と半月後から、職場での出来事と自分の思いを記録にとどめておこうと、毎日日記をつけるようにしているのですが、そこから一部分を紹介してみることとします。

### 配転者のほとんどが強制配転

◇同日付けの配転者と話をしてみても、ほとんどが強制配転者だということがわかった。みんな不安と怒りを抱えている。

◇特殊勤務の訓練が始まった。監査簿をはじめとして、まったく仕事が変わらない。訓練の「先生」に「電卓を持ってこい」と言われた。仕事に使うものが、なぜ自己負担なのか？

この職場ではボールペンもみんな自己負担している。

◇若い組合員が、特大局から配転された仕事の覚えが遅い五〇年配の組合員に対して、「超勤泥棒。元の職場に帰れ」とカゲ口を言っていて、いたたまれない気持ちになった。明日は我が身か？

◇非常勤のオバチャン達が、新型区分機導入に伴うビデオコーティング作業の能率が上がらないことに戦々恐々としている。「一時間ごとのデータが出るから、遅い自分は首を切られるのでないか」と。

◇非常勤の一人が、右腕に白いテープを巻いて仕事をしている。聞くと「一週間ほど前から、腕が痛む」とのこと。彼女に限らないこうした状態が、非常勤相互間での「暇な時も

通常応援に來ない」という仲たがいをもたらしている。このことは当然本務者にもあてはまる。非常勤の仕事に対する責任感の強さも、驚きだ。

◇伝送便の出発が、三〇分程度遅れるのもザラ。すべての郵便物を完全結束するために、運行ダイヤは、一体何のためにあるのか？ パレットへの積み方も尋常ではない。重たいパレットケースを、目一杯以上パレットに積み込んでいく。強い違和感を覚える。七桁機械導入以降、伝送便は更に遅れている。

◇年賀営業。チームで取り組み、一人当たりの目標は五〇〇枚以上だという。窓口での売上も含めてなのかもしれないが、大変な枚数だ。Dさんが、勤務終了後「知り合いに頼まれたから」と年賀を持ち出した。短時間職員の一人は、「領収書をくれ」と言う。おそらく近所を売り歩いているのだろう。年賀の持ち出しと金銭授受の日が一致しない「会計法」逸脱も、課長が公認している。

◇執行委員のEさんが、新夜勤にはまっけていて、三九度の熱があるにもかかわらず仕事を翌日の午前六時まで続けた。少ない配置のため遠慮もあったのだろうが、信じられない。だいたい「帰ったらどうか」と言ったのだが、聞き入れられなかった。自分の影響力のなさがうらめしい。

### 毎日、時短分のタダ働き

◇毎日短時分のタダ働きを、自分自身もしている。休憩・休息時間が、正規に取得できない。今日は特にひどくて、休憩四五分のところ三〇分、休息三〇分のところ一〇分しか取れなかった。自分の、仕事が変わらないがゆえの要領の悪さのせいもあるが、それだけではない。郵便が多かった時や窓口が忙しかった時などは、ベテランの人もタダ働きをしている。結局徹底的な要員のスリム化の中で一人で責任を持たされていることが、根本的な原因なのだと思う。しかし、タダ働きに対してあまり違和感を持っていないように見える人が圧倒的多数の中では、「自らの要領の悪さで招いたタダ働き」という妙な罪悪感が強まり、当たり前前の超勤の要求にも自粛の気持ちが強くなる。五分・一〇分のタダ働きを問題にして、当局にも組合員にも是正を働きかけてきた自分なのに。元局の組合員に、会わせる顔がない。

◇回りの組合員は、それなりに丁寧に仕事を教えてくれているし、それなりのフォローもしてくれる。しかし、年齢のせいもあってか、もともと覚えが悪いということなのか、本当に仕事が覚えられない。以前完全配達至上主義の下での「無制限一本勝負」という言葉を聞いたことがあったが、郵便課でも同様のことがあることを実体験した。本来なら午後九時二五分終了のところ、午後十一時終了となった。幸い一時間三〇分の超勤は付いたが、帰宅したのは真夜中の〇時三〇分。

翌日でなく当日となってしまった次の勤務は早出勤で、神経が高ぶっていたこともあって、結局睡眠時間は二時間程度。こんな状態が続くようなら、体が持たない。生まれて初めて胃の痛みを経験した。

◇最近、本当に風邪を引きやすいし、またなかなか直らない。前回の風邪が直り切らないうちに、また風邪を引いてしまった。今回は発熱もあり、さんざん迷いあぐねたあげく、病休で休んだ。以前の三九度の高熱があっても仕事をした執行委員のことが頭から離れな

かったし、実際自分が休んでもカバーする要員がないことが気にかかって、ゆっくり静養してられる気分ではなかった。一日だけ休んで出勤すると、案の定、大変な状態だったようだ。新夜勤明けの人が疲れきった体で超勤を強いられ、たまたま同和研修のために前超勤を言われていた夜勤の人がその後を引き継いだとのこと。心ならずも「すいませんと当事者達に言わざるをえなかった。「休んだおわびにテレホンカードを配っていた」という、以前に聞いたどこかの局の話が実感として、突然よみがえってきた。病休に限らず、年休も本当に取れない。ほとんどの人が計画年休を二〇日持っていることが、自由年休の取得にも歴然と悪影響を及ぼしている。何人かの組合員も、「たまには休みたい」と切々と語っていた。

◇私が病休で休んだ時、課長は「まだ鼻声だなあ。無理したらいけないよ」といたわる言葉を、形だけはかけてくれた。その前に、無理せざるをえない定員の絶対的不足を、何とかしろ！ 現状で「過員」というのだから、これが解消されたら一体どうなるのか？ そもそも郵便課の内、半数ちかい人がこの一年間の配転者なり、新規採用者で占められていること自体が異常なのだ。「素人」が半数ちかい職場が、それぞれの大変な「自助努力」の中で、それなりに業務を回していること自体が異常なのだ。良心的な組合員が、「しんどい時は休むのが当たり前」「休めない職場が異常なんだ。気にするな」と言ってくれることに、いちろの救いがある。また、ある若い組合員は「こんな職場からは早く逃げ出したい。僕も配転願いを出そうかな」とも言っていた。

◇Fさんが、週休にもかかわらず、局に出てきて課長席の前でワープロ打ちをしていた。上着だけは官服だったが、ズボンが私服だったことからして、BS局ではよくある廃休ではなかったと考えられる。私自身が目撃した時間ということに限っても、午前十一時から午後三時までではいた。なぜそこまで働くのだろうか？

◇新夜勤導入職場ということで、年間二回目の定期健康診断があった。休日にもかかわらず、また夜勤の勤務開始前にもかかわらず、何人かが受診していた。信じられない光景だ。自分の体のことでいえば、最近、腕の痛み・肩凝りが激しい。

時間に追われまくって目を三角にしながら、A局時代と比較すれば、二倍くらい働いている実感がある。

### 「無法地帯」の郵便局

◇Gさんが、風邪のため休んだ。私の時と基本的には同様の対応が、予想通り繰り返された。早出の特殊勤務者が超勤をし、その後は日勤者の超勤でつなぎ、新夜勤者が本来の新夜勤と夜勤の特殊勤務を兼任するという、ウルトラC級の「コマギレ超勤」の連続だ。当日欠務となる病休はおろか、当日前に請求可能な年休さえ、ほとんど取得不可能な職場だ。以前、計画担当者から「勤務指定の八週間前なら、年休も取れるかもしれない」と忠告されたことが、よみがえってくる。この職場では、自由年休は、八週間前の「計画休暇」と同じ意味だ。

◇突発休暇が出たために、Hさんが当日の九時半頃に出勤要請の電話を受けて、夜勤に就いていた。非番変更らしい。勤務変更に関する協約では、「前日の勤務終了まで」となっている。ただし、抜け道として「急病、交通遮断その他これに類する突発的事由の発生に



よる場合は、この限りではない」という文言も加わっている。この但し書きが通用すれば、病気を含む「突発休暇」で休日者に出勤要請せざるをえない要員の少なさは不問にされ、休日もゆったり休んでいられなくなる。また休んだ者と休めなかった者の内部対立を招き、遠慮をしますます休めなくなり、さらなる人減らしの条件をもつくっていく。まったく悪循環だ。なぜ支部は、こんな馬鹿なことを野放しにしているのか？ 同日、窓口担当者が「昼飯が食べられなかった（休憩時間が取れなかった）」とボヤいていた。よくあることのようにだ。協約はおろか労基法さえ通用しない、「無法地帯」のB局。何としても変えていかなければ。

### 「おごり」から脱却

長々と私の日記の紹介を続けましたが、その意図するところは、単にみなさんに同情してもらいたいからということではありません。職場に実質的な意味での労働運動がなければ、集まり話し合い改良のための要求行動を起こし、そして団結の素晴らしさを組合員どうしが実感しあう状態をつくっていかなければ、労働条件は悪化の一途をたどっていくということです。本部や地本の言う「最大の労働条件は雇用である」という厄理屈をあざ笑うかのように、現に若年退職や現職死亡が全国的に激増しています。支部の追求する「明るく楽しい支部運動」も、組合員の実感としては既に破綻しています。自分自身の働かされ様や全通運動の現状を考えるにつけ、人間らしく働き続け生きていくためには、やはり仲間をつくって闘い続けていくしかないと感じています。

A支部にいた当時は、「組合員を守らなければ」というおごりがありました。強制配転をされて、本当は「私の方こそが、組合員に守られ、支えられていたんだ」ということが、身にしみてわかりました。長年かけてA局で積み上げてきた人間関係が、そう簡単にB局でもつくれるなどは考えていませんが、腰の低い言動を常に意識し、いろんな人といろんな話を目的意識的にしながら、そして仕事を覚えることにも努めながら、まず同じ職場の組合員と仲良くなることに懸命の毎日です。今まで当たり前だったことがまったく通用しない、葛藤の毎日でもあります。

ただ彼自身配転者であるIさんと、じっくり時間をかけて問題意識を突き合わせた結果が、驚くほど一致していたことには自信が持てました。また先日ようやく何人かの職場の組合員を誘って、飲みに行くことに成功しました。改めて職場における不平不満を聞かせてもらえましたし、後日その中の一人からは「これまではグチを聞いてもらえる人がいなかった。Cさんが来てくれて嬉しい」とも言ってもらえました。今の私にとって、こんな励みになる嬉しい言葉はありません。「まったく条件の違うB局でも、私が当たり前だと思いう労働運動を続けていけるのではないか」という手応えのようなものを、初めて感じました。また先日は前職場の活動家の仲間から、「運動をつくっていくことでの、あせり過ぎには気をつけろ」という、本当にありがたいアドバイスも受けました。

いずれにしても現在のあらゆる意味で厳しい状態を、いっばしの活動家を気取っていただけの私がかもう一回り成長するためのいい意味での試練と位置付け、みなさんと共に生涯闘い続けていくことを決意して、私からの「強制配転報告」に代えさせていただきます。

# 「フアミリー春闘」にしよう

— 九九神戸地区春闘方針 —

## 地区春闘の過去と現在

一、春闘の歴史は、いまから四五年ほど前、一九五五年の八単産共闘（合化労連・炭労・私鉄・電機など）にさかのほることになります。一九五九年に当時のナショナルセンターであった総評・中立労連によって春闘共闘委員会が発足します。

神戸地区春闘の誕生はその四年後で、一九六三年になります。神戸の地域組織としては一九五二年に結成された「神戸地労協福祉会議」というのがあったようですが、活動が労働者福祉にほぼ限定されていたため、地域での春闘をたたかう組織として、「神戸地区春季共闘会議」が結成されるようになったのです。

一九六九年からは春闘後も、「神戸地区労働組合共闘会議」として活動するようになり、一九七一年に「神戸地区労働組合協議会（神戸地区労）」が誕生することになりました。そして、春闘時は、神戸地区労が呼びかけ、「国民春闘神戸地区共闘会議（神戸地区春闘）」を組織して闘うようになりました。

総評解散、連合への移行という労働界再編の下で、一九九〇年からは連合の春季生活闘争などとして取り組まれるようになり、春闘共闘委員会は組織されなくなりました。

神戸では、それまでの地区春闘運動の成果を大切にするため、その後も地区春闘を組織し、県下・全国の地区労（春闘）などの共同闘争やナショナルセンターと連動した地域からの春闘の盛り上げに努めてきました。労働運動全体の後退と独自の地区春闘となった制約などから、以前のような運動展開ができませんが、独自に春闘シンボルマークや標語を募集しながら、積極的に地域での運動に取り組み、一定の役割を果たしてきました。

しかし、神戸も労働界の再編から無縁であることにはならず、九四年末に神戸地区労が現在の組織に縮小することになりました。その直後の九五春闘は阪神大震災で春闘が取り組めず、九六春闘から再スタートとなりました。昨年までの三年間の取り組みの中で、ほぼ以前の運動を復活し、新たな地域からの労働運動の創造をめざして努力を続けています。

## 現代「春闘」の課題

二、労働組合の組織率は二二・四％、七六年からは二三年連続で低下を続けています。

この一年間で労働組合員数は一九万人余が減り、一二〇九万三〇〇〇人となっています。未組織労働者はおよそ四二〇〇万人です。意識する、しないに関わらず、働く仲間の四人に三人以上が労働組合の外にいることになり、労働組合の社会的影響力は後退するばかりです。

組織率低下の要因としては、若者の意識の変化などもあげられますが、産業構造の転換とそれともなう雇用の再編成が問題にされなければなりません。産業構造の転換では、組織化の遅れているサービス・販売・飲食などのウエイトが高まっていることや、雇用再編成では、正規労働者に代わって、パートタイマーをはじめアルバイト、嘱託・派遣などの非正規労働者が増え続けているからです。パートに続いて増えてきた派遣労働者も九〇



年からの六年間で二〇万人増加し、七二・四万人（九六年）となっています。

しかし、これまで日本の労働組合のほとんどは正規労働者だけしか組合の対象にしておらず、非正規労働者や零細企業労働者など不安定雇用労働者の組織化にはほとんど手を付けずにきたのです。ちなみに、一〇〇人未満事業所の組織率はわずかに一・五%でしかありません。中小企業労働者、非正規労働者の組織化は、日本労働運動の大きな課題となっています。景気の変動の中で、いつも真っ先にしわ寄せを受けてきたのは、パート・派遣や中小零細企業で働く不安定雇用労働者です。阪神大震災はそれを赤裸々に示しました。下請け・非正規労働者への攻撃は、つぎに必ず正規（本工）労働者への攻撃となって現れることとなります。

戦後最大の不況の中で、規制緩和をテコに、激しいリストラ（企業の再構築）が展開され、ついに失業率はアメリカと逆転し四・四%、三〇〇万人に達しようとしています。反失業・雇用確保は今春闘の重要な課題となっています。

### 組合結集への絶好の機会

三、こうしたなかで、私たちは九九春闘をおかえることとなります。金融ビッグバンによる本格的な国際的競争（メガコンペティション）のもとで、金融機関は不良債権の解消にあえぎ、その結果として自社優先の「貸し渋り」を引き起こし、企業倒産の続発、リストラの強化がすすめられることになりました。そのため、あらゆるところで労働者の雇用不安、将来不安が広がっています。

働く者をめぐる情勢は厳しさを増していますが、それは同時に、私たちがしっかり構えることができれば労働組合への結集を呼びかける絶好の機会でもあり、働く側の体制づくりが問われているのだと言えます。

私たちは九九春闘のなかで、「いまこそすべての働く仲間が労働組合に結集して闘おう」との呼びかけを大胆におこない、①地域からの春闘盛りあげに努め、全国的な春闘の一翼を担う、②地場・中小労働組合に情報などを可能な限り提供し、たたかいを支援することを通じて地域労働条件の底上げをはかり、③パート・派遣をはじめ不安定雇用の労働者の権利向上の運動を広げて、労働者全体の地位向上をめざしていきたいと思えます。

春闘は一年間の（家庭）生活を決める重要なたたかいであり、私たちは九一年から家族が力を合わせて、家庭の団らんを取り戻し、「ゆとりある生活」をめざす「ファミリー春闘」にしようと呼びかけてきました。父親だけでなく、いまや母親もその多くは労働者であり、アルバイトをする子どもも増えているからです。そしてこの不況、リストラの下で、雇用不安に脅かされ、生活不安が広がっているからです。ぜひ、家族の団らんで春闘を語り合えるようにしたいものです。

震災から四年が過ぎることになりますが、被災者の生活再建はなお厳しく、九九春闘は神戸経済が依然として震災の影響を引きずった中でたたかいたかいとなります。

消費税五%が重くのしかかり、医療や年金の負担増が生活を圧迫しています。そして、来年四月からは介護保険料という新たな負担が増えることにもなります。今年も「ファミリー春闘」を頭に置きながら、地域の連帯・共闘の呼びかけをひろげ、働く者の思いと創意工夫を持ち寄って九九春闘を全力あげてたたかきましょう。

## ドイツでストライキ拡大か

—失業者は六二五万人超に—

「赤・緑」政権が成立し百日たったドイツでIGメタル（金属・機械産業労働組合。組合員数二七〇万人）中心にストライキ闘争の波が高まっている。

ドイツでは労働協約は複数年にわたるが、賃上げ交渉は毎年おこなわれる。ドイツ労働組合はDGB（ドイツ労働総同盟、組合員八六〇万人）というナショナルセンターのもとに一七の産業別組合で組織される。その中でもっとも戦闘的かつ大きな組織力をもつのがIGメタルである。ドイツでの賃上げ、労働協約闘争は日本のような企業別組合中心におこなわれるのではなく、八つの地域別組織がIGメタル中央の戦略と戦術にもとづいてたかいを展開する。

IGメタルの今年の賃上げ要求率は六・五%で、これにたいし経営者側は①二・三%の回答と②企業別の業績を反映した〇・五%の一時金の支給を提示。これに反発するIGメタルは「非現実的數字。ここ数年、実質賃金の目減りが続いていたあとだけに受け入れ難い」（ツウィツケル委員長）と、「低額回答」に抗議し、一月一九日から全国で警告ストを開始した。

一月二九日、警告ストを実施したのは全国六五二の事業所で働く金属産業労組所属の労働者約二二万名。同日の警告ストは、事業所によつては四時間におよんだ。このストライキに最初に突入したのは自動車業界で、ダイムラークライスラー、BMW、アウディ、ポルシェ等、日本でもお馴染みのメーカーである。

これにたいし、金属産業経営者連盟（ゲザムトメタル）のスタンプフェ会長は「警告ストは傘下企業に大きな影響を与える」とIGメタルに自制を求めたが、IGメタルは一月三十一日、警告ストを拡大する方針を明らかにし、二月一日以降、警告ストは拡大した。

ドイツ労働運動はコール前政権の「緊縮策」等でごこ二、三年苦戦。賃上げ率は九七年一・五%、九八年には二・五%と低迷した。インフレ率や年金掛け金増加などをさしひくと、実質伸び率が続いていた。他方、この間経営サイドはダイムラーベンツとクライスラーの合併に象徴されるように、巨大独占資本間の集中・合併を強力におしすすめると同時に、技術の近代化合理化をはかり、四〇%以上も生産性を向上させた。「労働者のガマンも限界」と今回の警告ストとなった。

二月九日、南部バーデン・ビュルテンベルグ州でおこなわれた交渉が決裂し、本格的・全面的なストライキへ発展する可能性が強まっている。IGメタルは経営側の回答期限を二月十一日に設定しており、それまでに何の進展もなかった場合、IGメタルは二月一七日以降にスト権投票をおこなない、二月末か三月早々には本格的なストに突入する方針である。

労働省の外郭団体である日本労働研究機構（JIL）の招待で来日しているDGB、IGメタルの活動家は、二月八日の「国際交流懇談会」で、ドイツの失業者は六二五万人にも上ることを明らかにした。その内訳は失業手当の権利をもつ「登録された」失業者は四三六万人、登録されていない潜在的失業者が女性中心に一八五万人にのぼり、失業率は一五%に達するというのである。

ちなみにドイツの失業者動向は一九七〇年一四万九千人、一九八〇年八万九千人、一九九三年には二三〇万人弱となり一九九六年以降三〇〇万人台となり、東の失業者一三〇万人台と合わせ四〇〇万人台となっている。

(編集部)

## この秋、すでに審査のパニツク

— 介護保険に関する自治体キャラバン・アンケート調査から —

住民の願いにかなう介護保障をめざして昨秋おこなった「自治体キャラバンとアンケート結果」がこのほど冊子にまとめられました。実施主体は京都社保協。京都府下四四市町村の内、四二の市町村と京都府に手分けして訪問しました。その時にあらかじめアンケートをお願いして、四〇市町村から回収できまして、集計してコメントをつけ記者発表もいたしました。

私たちが訪問した自治体で意外だったのは、労働組合もない保守的な自治体で、いつもならあらかじめ文書で要請していてもわざと知らんぷりしているようなところが、助役を始め関係部課長・係長などがずらっと準備して待っていてくれる、「よく聞きに来てくれた、この実情を知ってほしい」という対応です。国から基本的な根幹のところの問題が小出しにされ、それがころころ変わっていく、老人保健福祉計画もともに遂行できないのになんで介護保険制度などできるか、と一様の悲鳴です。

予定が変わり一時間半も早く到着した町役場でも、文句も言わず八名もの助役以下の役職者が対応してくれたところもあります。

「準備をすればするほど介護保険制度の矛盾が明らかになってきます」とは、まったく保守的な町の担当課長の言。「一人いて今から頭痛いんですわ」と、ある町で。なんのこともかと思つて聞いてみると、「家族がいなしし老後はここでと、家屋敷売り払つて特別擁護老人ホームに入った人がいて、その人が一生懸命リハビリにこれ努め、たいへん元気になった。公的介護保険制度では要介護認定がされないトリハビリも受けられないし、ホームも出ないといけない。経過措置の五年の間に体が悪くなつてもらわないと(！)この人、住むところも寝るところもなくなってしまふ」というのです。そして「今、措置制度で無料で診ている、収入もない寝たきりの一人暮らしの高齢者からどうやって介護保険料とサービス料の一〇%をもらつたらいいんですか!! 自治体独自でそれをみたら独自財政の貧しいうちのようなところでは、国からペナルティーをかけられお手上げになるし…」と、本当に困り切った様子です。

この前、労働運動の学習会でこの介護保険問題をテーマにしたときには、これでは二〇〇五年四月一日に「老」のみんなが結集して全国の特別擁護老人ホームで立ちあがらんとあかん(絶対に退所しないと)、というのが結論でした。

「うちの町では開業医一人で、あの先生の意見で要介護認定が左右される。たいへんなことですわ」「だからと言って広域の府にゲタ預けた審査会を作つたら作つたで、その人の家族状況なり環境などをまったく斟酌しないコンピュータでの点数集計での機械的な審査になるし」と。来年四月一日の公的介護保険制度実施に向けて、要介護認定申請スタートのこの秋からすでに審査のパニツク状況を迎えようとしています。

老のみならず、若いも若きも中年も立ち上がらねばならないときと言えそうです。

(稲村 守)

◇資料 住民の願いにかなう介護保障をめざして

## 自治体キャラバン&アンケートの総まとめ

### 一、自治体キャラバンとアンケートの概要

●京都社保協は十一月一〇日から十三日にかけて「九八自治体キャラバン」を実施、府下市町村を訪問して介護保険に関する要望書等を提出するとともに、当局者（首長・助役・福祉担当部長など）との懇談を行った。懇談では、介護保険をめぐる取り組みの現状、悩みや問題点などが率直に語られ、市町村の実情をつかむ貴重な機会となった。

●キャラバンでは同時に、介護保険実施に向けた府下自治体の準備・検討状況を掌握するために三〇項目の設問からなる「介護保険アンケート」を要請した。アンケートは十二月末までに四一自治体（十一市三〇町村）からの回答を得たが、その集計結果は市町村の到達点や施策検討の傾向を見るうえで重要な資料となった。

（舞鶴市は未要請、和束町・峰山町は未回答）

●このまとめは、アンケートの集計結果と自治体当局者との懇談内容を合わせ、介護保険への府下市町村の対応や取り組み状況の特徴などを概観したものである。自治体への要望書、懇談で出された意見の詳細、アンケート文書と集計は別紙に添付（省略）した。

### 二、欠陥制度と住民の願いの狭間で苦悩する市町村

1、市町村がもつとも頭を痛めているのは、二〇〇〇年四月までに、サービス提供体制、人材の確保、事務体制など制度スタートに見合う体制が整うかどうかという問題。「スタートラインが先にある」、これに合わせることで指図される」「サービス体制も事務体制も整わず心配ばかりしている」……

懇談のなかでは、厚生省の強引な指導に対する自治体当局者の反発と強い焦燥感が吐露された。制度スタート時までの体制整備を問うたアンケート結果でも、基盤整備、人材確保、事務体制などの立ち遅れた実態と財政運営を含む市町村の悲観的な見通しが浮き彫りになっていく。

2、保険料やサービス提供をめぐる、市町村担当者の苦悩は深い。懇談では、「介護保険料や利用料を払えない人は確実に増える」「軽減したいが、財政がもたないし国のペナルティーも危惧される」「サービス水準は維持したいが、そのために必要な独自事業は保険料に跳ね返る」「認定もれを理由に福祉を止めるわけにはいかない。しかし保険料負担や財政持ち出しになると困る」などの悩みやとまどいが共通して語られた。

アンケート集計でも、保険料の減免や自治体の独自サービスなどの施策はほとんどが「検討中」とされており、制度のもたらす矛盾に手をつけかねている市町村の現状が映し出されている。

3、欠陥制度を押し付ける国への憤激も強いものがある。「町財政を圧迫し、福祉を後退させる悪法だ」「サービスを受けられない九割の住民にどう納得してもらおうのか」「できることならいっしょに抗議運動をしたい」……一部の市町村からはこうした鋭い声も出されたが、これは多くの自治体に共通する思いであることが実感された。

全国町村会は、一〇月に提出した国への要望で、制度の改善とあわせ「町村の施行準備が整わない場合は、その実施時期の延期も考慮すべき」と申し入れているが、政府や厚生省はこうした自治体の苦悩をどのように受けとめるのだろうか。

### 三、市町村の制度運営にも大きな危惧—アンケート結果から—

#### 1、制度スタートまでにサービス体制が整わない

●「スタート時までに制度を運営するに必要な体制が整うか 問1」との設問について、「整えられる」と答えたのはわずか六自治体（「整えられない」は一）にすぎない。「一応整えられる」は一八、「現段階では不明」としたのが一六自治体となっているが、他の設問ともあわせ見ると、市町村の体制整備は全体として大きな障害を抱えていることがうかがえる。

●その「体制整備が困難な理由 問2」を見ると、多くの市町村が「ハード面」(一八)「人材面」(二八)をあげている。【高齢者保健福祉計画の達成見込み 問7】について、「達成可能」と答えた自治体が「一四」、「一部達成困難」が二七となっていること、【需要に見合うサービス量の確保の見直し 問8】に関して、「確保できる」が二自治体にとどまっている(「ある程度確保できる」二二、「不明」一五)ことなど、体制整備のなかでもサービス提供体制が最大の難問となっている。

●なかでも、在宅サービスの立ち遅れは顕著である。【達成困難なサービス 問7】について、一部の自治体は「施設」や「機能訓練」をあげているが、大半は「デイサービス」「ホームヘルプサービス」に集中している。在宅サービス整備の立ち遅れは、必然的に「営利企業参入 問9」への依存を強めることになるが、「問題が多いが頼らざるを得ない」と答えた自治体が「一八」、「積極的に誘致する」が八(「その他」)の回答で四自治体も容認)となっており、特に検討していない」と「未検討」の自治体が相半ばしており、具体的な規制策を検討している様子は少ない。市町村の在宅サービスが規制策のないまま営利企業にゆだねられる危険性が強まっているといえる。

●介護保険制度のもとでのサービス必要量などを定める「介護保険事業計画」の策定作業も、見逃せない問題を含んでいる。計画策定に関しては、厚生省も被保険者である住民の意見・要望を十分に反映させることを求めている。ところが、【計画策定委員会の公開 問11】について、「公開」としているのは(「その他」)回答を合わせ)五自治体のみで、未公開が(同じく)十一となっている(すでに委員会が発足しているのに「検討中」が二三自治体というのは事実上の未公開に等しい)。また、「住民の要望を反映させるための説明会・公聴会などの計画 問12」についても、「計画している」は六自治体で、「計画していない」は八自治体を下回り、「検討中」は二六となっている。まさに住民軽視もはなはだしき事態であり、旧態依然とした閉鎖的な手法がまかり通っている。

## 2、財政運営と事務体制も不安がいっぱい

●【財政面から見た制度運営の見直し 問3】も困難さを予測させる。回答では「運営できる」が二自治体、「ある程度できる」十一、「不明」二六となっているが、【困難さの要因 問4】について、「できる」とした以外の自治体も「保険料収入の不足」「人件費など運営事務費負担」「保険給付の増加」などをあげている。なかでも「保険料の収入不足」をあげた自治体は二十一に及んでおり、多くの市町村が、保険料の滞納増加とこれが財政運営の大きな支障になるという危機感を抱いていることを物語っている。

●介護保険の事務体制についても不安要素は少なくない。【体制整備の困難さ 問2】の原因に「事務体制」をあげた自治体が「一六」、【財政面での困難さ 問4】の要因に「運営事務費負担」をあげた自治体が二〇ということにも市町村の不安の大きさが示されている。こうした自治体の危惧は、今日の財政難ともあいまって、次に見るように準備段階を含む事務体制の不備・立ち遅れとなって現れている。

●【準備事務体制 問5】を見ると、「独立した体制」が一五自治体、「既存の課・係と兼務」が二六となっているが、その配置人員は、専任がなべて一人から四人という少数で、兼任と合わせても一・二人という自治体も少なくない。これでは山積する検討課題や事務をこなせるはずがなく、担当者への過重な負担も懸念される。【制度スタート時の体制 問6】に至っては、大多数の自治体が「検討中」「未検討」と回答しているが、九九年一〇月に介護認定事務が開始されることから見てもこの立ち遅れは重大である。

## 3、要介護認定事務やサービス提供から自治体が撤退する

●【介護認定審査会 問13】は要介護認定のカナメに位置するものだが、京都府町村会はその設置・運営の京都府委託を決めた。アンケートでも、一〇市は「単独設置」だが、二四町が「府に委託」と答えている。認定委員会にかかわる人材確保や財政をめぐる町村の困難さは理解できるが、「住民にもっと身近な町村への設置は審査判定の公平性・透明性の確保を困難にする」(町村会への要望書)として、住民の身近にこそ必要な認定機関を逆に遠ざけるという「責任回避」の姿勢は看過できない問題を含んでいる。

●自治体のこうした「公的責任回避」の傾向は、要介護認定前の【訪問調査 問14】を「すべて民間委託」と考えている自治体が十二、【ケアプランの作成 問15】を「自治体では行わない」としている自治体が一五に及んでいることにも現れている。これでは、これまで自治体が担ってきた判定業務を「丸投げ」することになる。訪問調査で「自治体と民間事業者の連携」と答えた自治体(二六)でも、対象者が民間事業者を拒否した場合や民間事業者のチェックなしに限定される傾向

が強く、「認定事務のなかで基幹的な役割を果たす」という考え方は希薄なように見える。

●サービス提供の面でも、【介護保険事業者の指定 問17】に関して、自治体として「指定は受けない」が二〇、「指定を受ける」の四自治体を大きく上回っている。後に述べるように、ホームヘルパー派遣事業でも、公的サービスを代行・補完してきた社協の事業継続に揺らぎが生まれつつある。こうした状況のもとで前述した「営利企業の参入」が図られるとすれば、公的な支えを失ったサービス提供体制は、本格的な市場化への道をたどらざるを得ない。

#### 4、財源補填なければ、サービスは水準低下か高齢者負担に

●キャラバンの懇談のなかで、ほとんどの市町村は「現行のサービス水準を維持したい」と表明している。しかしその具体的な方策となると、多くの自治体のトーンは顕著にダウンする。アンケートでも、介護保険の給付限度やメニューからはみだす【上乘せ・横だし事業 問19】について、「実施を予定している」は六自治体（「実施しない」は一）、【認定外・無保険者などの対策 問21】は「現行の保健福祉事業で対応」が七自治体（「対応困難」は二）、【自治体単費施策 問22】も「継続する」が一自治体といずれも少数にとどまっており、多数の市町村は「検討中」と答えている。ここには、自治体の単独事業の継続をめぐる様々の困難さがかいま見える。

●自治体の施策検討が遅れている原因のひとつは、サービス水準を維持するための財源をどこに求めるかにある。介護保険の制度では、「上乘せ・横だし」や保健福祉事業が行えることになっているが、その費用は一号被保険者の保険料に加算するとされている。アンケートでも【上乘せ・横だし事業の財源 問20】について、「保険料に加算」するが一〇自治体、「自費負担」が一（上乘せ・横だし事業？）となっているが、これでは結局、高齢者の負担に転嫁することになってしまふ。高齢者の負担によらずに水準を維持するには、自治体財政の投入しかなないのだが、多くの自治体はこの件では「検討中」と答えており、肝心の「自治体財政からの補填」を明言する市町村はゼロとなっている。

●ホームヘルプサービスをめぐるのは、前述のように多くの市町村が目標準成を困難としているが、これに国の「補助方式」変更による補助金減額が追い討ちをかけたつがある。現在は、多くの市町村が社協委託や福祉公社（第三セクター）方式でヘルパーを雇用（多くは「登録」＝志望する人が自治体に「登録」する方式）しているが、【ヘルパー雇用形態変更の有無 問18】の設問には、「変更を検討している」との回答が一五自治体（「現行維持」は一五）に及んでいる。自治体担当者との懇談でも、「常勤を登録に切り替える」「社協委託を民間委託に変える」などの考え方が出されたが、この傾向は、常勤ヘルパーの削減によるサービスの低下や採算の取れない家事援助サービスなどの切り捨てを招く危険性をもっている。

●また、現行の無料・低負担のサービスが、利用料というしくみによって有料・負担増となることへの自治体の危惧も大きい。「今まで無料だった人から高額の利用料を取れるか」「福祉に力を入れてきたことがアダになる」（懇談での首長の弁）という悩みを、多くの市町村が共通して抱いている。一方、「保険料や自治体財政に跳ね返るような無駄なことはほしくないほうがよい」（担当者）との極論も出されており、負担軽減のために現行のサービスを切り捨てる動きが出る可能性もありうる。サービス水準を後退させないために、いま、自治体の姿勢と施策が鋭く問われている。

#### 5、引きあがる保険料、制度にしばらく減免に遑巡

●各市町村が推定している保険料に関して、【一号被保険者の保険料二五〇〇円で運営できるか 問23】との設問では、「運営できると思う」が三自治体、「できないと思う」が七、【現行サービス水準を落とさないための保険料の水準 問24】では、一町が「三五〇〇円」と答えている。大半が「不明」と回答しているため即断はできないが、自治体担当者との懇談では、その多くが「二五〇〇円では無理」と言い、額についても少なくとも少ない自治体が「三〇〇〇円・四〇〇〇円」と予測している。保険料は国のいう二五〇〇円（最近では二六〇〇円）を相当上回ると予想される。

●こうした事態も反映して、【保険料の未納・滞納の発生 問26】予測では、「かなり発生する」が九自治体、「少しは発生する」が二（「発生しない」はゼロ）と、ほとんどがその増加を懸念している。ところが、【保険料の減免 問25】については、「必要だが国の制度がないと対応できない」が一六自治体、「未検討」二四、「自治体独自に検討する」はゼロとなっている。さらに【滞納者への制裁措置 問27】でも、「行えない」が三自治体、「行わざるを得ない」十一、「対応を検討中」二七となっている。こうした市町村の消極的な姿勢の背景には、「低所得者減免はなく、制裁措置のみが明記される」という制度の悪しきしほりがある。国に減免制度導入を強く要求するとともに、自治体が独自にも必要な制度を検討することが求められる。

●利用料負担についても事態は同様である。【利用料が負担できない事例の発生 問28】予測では、四自治体が「かなり発生する」、二〇自治体が「少しは発生する」と答えている。この問題に対応するための【利用料の減免 問29】では、「必要だが国の制度がないと対応できない」が一五自治体、「必要ない」一、「未検討」二四と、ここでも消極的な姿勢が顕著に示されている。

●しかし、【利用料支払不能者への対応 問30】をめぐって、五自治体が「何らかの対応策を検討」と答えていることは注目に値する。これは、【保険料滞納者への制裁措置 問27】を「問題が多く行えない」とした三自治体（二自治体が重なっている）と同様、そこまでの無理難題は住民に強いられない」という自治体の考え方が示されている。この姿勢が制度運営全体に貫かれることを期待したい。

#### 四、すべての地域で自治体に向けた要求運動を

●このように、高齢者福祉に新たな負担やサービスの低下をもたらす欠陥制度と、まともな介護保障を求める住民の願いの狭間に置かれた自治体の抱える矛盾は深い。

しかし厚生省は、「自治体はサービス提供者でなくサービスを提供する環境の整備役。サービスの提供の中心的役割を担うのに民間事業者であり、民間企業を含む幅広い事業主体への委託を進めるべき」として、自治体の役割を大幅に後退させようとしている。

アンケートの結果も、要介護認定事務やサービス提供体制などをめぐって「自治体の撤退」「公的責任の放棄」という流れが顕在化しつつあることを示した。

●自治体はいま、高齢者福祉の提供主体としてのこれまでの役割を放棄するのか、それとも、保険者として、介護保険をよりましな制度に機能させるために必要な役割を果たすのかという岐路に立たされている。

自治体が前者の道をたどれば、住民の負担はさらに増大し必要な福祉が受けられなくなるだけでなく、介護を「金で買う」という事態を招くことにならざるを得ない。

●欠陥制度を国のいうがままに地域に持ち込ませるわけにはいかない。介護保険を住民にとってよりましな制度にするためには、まともな介護保障を求める住民の願い・要求を大きな運動に広げ、その実現を自治体に迫ることが必要になっている。

この住民ぐるみの運動こそが、逡巡する自治体の姿勢を変えて可能な限りの施策を充実させる力となる。また、地域における運動の発展は、「無理難題」を押し付ける国への大きな批判世論を広げ、制度の内容や実施時期そのものを見直させる流れを強めることにもつながる。

●京都社協は、住民の願いに応える介護保障を求めて自治体への要求運動に取り組んでいるが、まだ緒についた段階にある。

一方、各自治体の作業は、九九年一〇月の要介護認定事務（申請受付、調査、認定など）の開始に向けて「秒読み」段階に入っている。

今年度中には、高齢者保健福祉計画最終年の予算編成、「介護保険事業計画」の基礎となるサービス量や費用見込み、介護保険業務・認定事務のシステム編成などが進められる。我々の運動が時機を失すると、アンケートに示された諸傾向が現実の施策となつて動き出すことになる。

二〇〇〇年四月に動き出す介護保険が、住民にとってよりましな制度となるよう、地域における運動の早い立ち上げと関係団体のいっそうのお力添えを願ってやまない。

一九九九年一月

京都社会保障推進協議会（京都市中京区壬生仙念町三〇―二 京都労働者総合会館五階）

TEL 075・801・8002 FAX 075・811・6170

### ◇読者からのおたより◇

学習会開く 不況・行政改革・規制緩和・リストラ・公的年金投入などなど、独占資本のやりたい放題をこれ以上許せるか！働く仲間の皆さん。現在の情勢の特徴と課題は？①世界的大競争の波に日本は飲み込まれ、漂流を開始。②日本経済も漂流し、金融恐慌そして大恐慌への危機。③「効率万能論」の台頭。④資本主義への批判と不安の高まり。働く者の生活の全面崩壊。⑤資本主義批判の徹底。資本主義に代わる価値観・社会像の確立。⑥ムキダシの資本主義の手をしばる。労働組合らしさの追求。⑦国鉄闘争への集中（東京地裁敗北から東京高裁勝利へ）。⑧地域ユニオンの仲間



から学ぶ。勝つためのビジョンの確立と粘り。このような情勢の中で、私たちが努力しなければならぬこととは？①各職場・各労働組合での努力や頑張りを企業外へ広げよう。②企業意識・企業内主義を克服するための交流と学習を強化しよう。③展望を持つための長期方針を確立。(東京・C)

編集部より 生き生きとした学習会。私も参加したい。さらにながらばって。  
職場変わりまし。私事ですが、NTT四分劃の再編が七月一日にあります。この前段の集約で職場が変わりました。建物は立派ですが中で働く労働者の権利は皆無に等しく時間外労働の通知を出す時に組合を思い出すような職場で働いております。(NTT労働者・K)

編集部より すさまじい合理化。友人も管理職組合作りたいたいといっているほどです。

なぜ電車がとまるの 今、JR各線では、コンピュータによる遠隔操作・列車の集中管理が進められています(ATOSシステム)。しかし、このシステムによる導入で、現場の要員が更に大幅に削減され、事故発生時の復旧に重大な支障をきたしています。運転に係わる処理は遠く離れた「指令」が行うため、現場のリアルな状況がつかめなればかりか、その線区の全ての管理を行う為、様々な事が起こる異常時は、とても各列車に指示を敏速に伝える事は不可能です。

「いったいどんな状況なの？」情報を求められて駅員に訊ねようにも駅員の姿がありません。

情報の案内放送や振替輸送案内、集改札、等々を数人でこなさなければならぬ人員しか配置されていません。常時、旅客であふれかえる都内の駅でも、ホームの駅員はほとんど見かけられなくなりました。ここでも早期に異変を察知して対応することを不可能にしています。

昨年のJR東日本株式総会を前後して、JR東日本は、駅員の代わりにガードマンを配置しました。安全確保の為には、要員の配置が必要である事をJRが証明したことに他なりません！

(国鉄労働組合新橋支部)

闘争団と国労本隊の連けい 闘争団の元気な人達とはチョコチョコ会って飲み方をしてますが、長いこと会ってない人達の元気が気がかりです。

この頃はどんな「表現」でなくさめていい言葉にまみれます。やっぱり特効薬はないのだし、闘争団の団結を強化しなければならぬのだ、ということしかないでしょうが。国労という組織と闘争団との連けいが不足しているような気もします。しかしこんな意見も傍観者的見方にされそうです。近い内に親しい仲間を「元気を出そうよ」とあつまつて討議をおこしてみます。(K)

編集部より 国労勝ってほしい。なんとしても勝たなければ。いまが正念場です。

二月も繁忙 博多闘争団で作っている、クリンセンター福岡(CCF)は、一月二十日、課長会議を開催し、二月分の業務行程打ち合わせを行った。二月も繁忙となり要員のやり繰りに苦勞。岸専務は一月八日退院。門倉団員も退院し一月十六日から業務に復帰。

(博多闘争団ニュース、二月一日)

編集部より どこも仕事がなく困っているのに。すごい！

## ◇編集部だより◇

▽あの二月一六日がまた近づいてきた。「国労闘争団、家族がんばれ！ 国労組合員がんばれ！」「おれたちもがんばる。納得のいく解決で日本労働運動の未来を、そして首切られることのない社会をめざそう」との声は高まりつつある。

▽国労新橋支部が戦端を開いた、国会前座り込み行動は、「なにか起きるんじゃないか」との予感を感じさせると、参加者は語ってくれる。全国各地でさまざまなかたちでおこなわれている「支援・連帯・激励」の集会も、国労と参加者の一体感を増している。

▽国鉄闘争は世界労働運動史上、例のないたたかいだ。世界の労働運動、日本の労働運動のゆくてを示すたたかいだ。労働者の大義と正義がそこにある。

▽冬の北海道で国労闘争団激励の旅をした。二泊三日で札幌、深川、留萌、稚内、音威音府、そして旭川。旭川では管内九つの闘争団すべてを交え交流し合った。十二年の歳月がたった。内面からの若さが輝きあふれる集いとなった。この報告は次号で紹介したい。